都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）									（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
82	82	52	18	23	13	37	54	79	1	7	9	9	1	20	59	0	2	2	50	13	27	0	0	0	0	1	1	29	1	19	36	10	12	12	
長野県	長野市	○					○	○							○				○	○										○					
長野県	松本市	○	○				○	○							○				○												○	○			
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○	○							○				○											○	○	○			
長野県	岡谷市	○					○	○							○						○									○	○	○			
長野県	飯田市	○		○	○	○	○	○			○	児童扶養手当申請時に制度を説明			○						○							○		○	○	○			
長野県	諏訪市	○					○	○							○				○												○				
長野県	須坂市	○	○			○		○							○						○									○			○	・外国語（英語・ポルトガル語・タイ語・中国語）の就学援助のお知らせのチラシを作成している。
長野県	小諸市	○	○			○		○							○				○												○				
長野県	伊那市	○					○	○			○	児童扶養手当申請時に案内			○				○													○	○	転入者等には学校を通じて案内している。
長野県	駒ヶ根市	○			○		○	○							○						○							○		○	○				
長野県	中野市	○					○	○						○					○									○							
長野県	大町市	○					○	○							○						○							○							
長野県	飯山市	○	○	○		○	○	○						○					○											○	○				
長野県	茅野市	○			○		○	○									○	年度当初分についてはいったん申請締切を設定して受け付けるが、締切を過ぎての申請についても随時受け付け、年度当初から認定できる申請については年度当初分から援助。年度途中から認定となった申請については申請月又は申請の翌月から援助している。	○	○								○		○	○		○	教育委員会や学校にて困窮状況の相談があった場合や転入の場合などに随時ご案内している。
長野県	塩尻市	○	○	○		○	○	○						○							○									○	○	○			
長野県	佐久市	○	○		○	○	○	○							○				○	○								○		○	○				
長野県	千曲市	○				○	○	○							○				○							○	新入学児童学用品費等の入学前支給（小学校就学予定者）の申請に関しては希望者が教育委員会に提出。							
長野県	東御市	○					○	○							○						○										○		○	目につきやすいように色付きの用紙で配布している。
長野県	安曇野市	○	○				○	○			○	生活保護担当課を通して生活保護受給世帯へ書類を配布。			○				○											○		○			
長野県	小海町	○						○							○				○												○				
長野県	川上村					○	○	○							○				○														○	小中、保小の連絡等で必要があると思われる家庭を予め学校でも把握しており個別に説明を行うなどしている。
長野県	南牧村				○	○	○	○							○					○										○	○				
長野県	南相木村					○	○	○						○					○												○				
長野県	北相木村						○	○									○	基本的にアとし、転入や災害等で被災したような場合は申請を受け付ける		○											○				
長野県	佐久穂町	○					○	○							○				○														○	就学援助制度の周知は、毎年度初めに全校児童生徒の保護者に対してチラシ配布。
長野県	軽井沢町	○	○		○		○	○							○				○		○														
長野県	御代田町	○				○	○	○		○					○						○										○				
長野県	立科町	○					○	○							○				○									○							
長野県	青木村						○	○							○				○									○							
長野県	長和町		○					○		○					○				○									○							
長野県	下諏訪町	○			○	○	○	○							○				○																
長野県	富士見町	○	○		○	○	○	○							○				○																
長野県	原村		○	○				○							○					○								○							

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1．就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)											(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)						(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
82	82	52	18	23	13	37	54	79	1	7	9	9	1	20	59	0	2	2	50	13	27	0	0	0	0	1	1	29	1	19	36	10	12	12
長野県	辰野町	○		○			○	○							○						○									○	○			
長野県	箕輪町	○				○		○							○				○													○		
長野県	飯島町					○		○						○					○														○	教育、子育て、家庭相談の際に個別に声をかけている
長野県	南箕輪村	○				○	○	○			○	保育園年長及び小学6年生保護者に案内を配布。4月上旬に全児童生徒に案内文書を渡し渡すとともに、保護者連絡メールにて小中学校全保護者に対し案内を周知。			○						○								○		○	外国語訳が必要な保護者には、日本語指導支援員により訳をつけて配布。
長野県	中川村					○		○							○				○		○							○			○			
長野県	宮田村	○					○	○							○				○									○						
長野県	松川町					○	○	○							○				○									○			○			
長野県	下伊那郡高森町	○	○	○		○		○		○					○						○									○	○			
長野県	阿南町			○		○	○	○						○					○											○				
長野県	阿智村	○		○			○	○							○						○												○	全ての保護者に就学援助の申請書を各校から配布した。
長野県	平谷村			○			○	○			○	学校と保護者の懇談会の場で説明		○						○											○			
長野県	根羽村						○							○						○														
長野県	下條村					○	○	○		○					○					○										○	○			
長野県	売木村							○							○				○														○	特になし
長野県	天龍村									○					○				○									○						
長野県	泰阜村	○				○		○							○					○											○			
長野県	喬木村					○		○	○					○							○										○			
長野県	豊丘村	○	○			○	○	○							○						○							○			○			
長野県	大鹿村			○				○						○						○								○						
長野県	上松町							○							○				○															
長野県	南木曽町							○		○	○	冊子「なぜそ・子ども・子育て支援ハンドブック」(町内全戸配布済み)の中で、制度についての記載あり。(町ホームページからダウンロード可)		○							○								○						
長野県	木祖村			○	○		○	○						○					○									○						
長野県	王滝村						○	○					○								○							○						
長野県	大桑村							○							○				○									○						
長野県	木曽町	○	○				○	○						○					○									○						
長野県	麻績村	○		○		○		○						○							○							○						
長野県	生坂村	○		○				○							○						○										○			
長野県	山形村	○		○	○	○	○	○							○					○														
長野県	朝日村	○					○	○						○					○															
長野県	筑北村	○			○		○	○							○				○		○							○						
長野県	池田町	○	○			○	○	○							○				○															
長野県	松川村			○		○		○			○	区域外就学児童生徒の保護者へは、制度案内の書類を送付			○						○							○						
長野県	白馬村	○		○				○							○				○											○	○			
長野県	小谷村	○				○	○	○		○				○					○	○	○								○					
長野県	坂城町	○		○		○	○	○			○	家庭訪問時等に、対象となると思われる家庭に対し、担任教師が説明			○				○									○						

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																	
		1．就学援助制度の周知方法																																	
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）									（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請かかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
82	82	52	18	23	13	37	54	79	1	7	9	9	1	20	59	0	2	2	50	13	27	0	0	0	0	1	1	29	1	19	36	10	12	12
長野県	小布施町					○		○							○				○														○	制度案内の書類が保護者の目に留まるよう、配布物が多い年度初めより少しずらした時期に案内を配布している。
長野県	高山村			○		○		○						○					○															
長野県	山ノ内町	○			○	○		○							○				○									○						
長野県	木島平村					○					○	6月頃に学校を通じて就学援助制度の通知を全児童・生徒に配布。		○							○													
長野県	野沢温泉村			○				○							○				○												○			
長野県	信濃町	○		○		○		○							○						○										○			
長野県	小川村						○	○						○					○									○						
長野県	飯綱町	○					○	○							○				○									○					○	毎年4月に前年度利用者のみではなく、全児童生徒を対象にチラシを配布している。
長野県	栄村	○					○	○							○				○												○			
長野県	上田市長和町中学校組合						○	○							○				○									○						
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○		○			○	○							○						○									○	○			
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○				○	○							○				○												○	○		
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○	○	○		○	○	○						○							○									○	○	○		
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	○						○							○				○												○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																									
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他			ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他											
82	82	59	8	7	1	6	1	1		59	2	0	6	0	0	0	0	1	3	18	34	3	23	11	14	8	27	24	4	0	8	3	3		0	2	1	6	0	1	1	
長野県	長野市	○								○											○		○		○		○															
長野県	松本市	○								○											○		○	○																		
長野県	上田市	○								○											○			○		○	○															
長野県	岡谷市	○								○										○						○																
長野県	飯田市	○								○											○						○															
長野県	諏訪市	○								○											○							○			○											
長野県	須坂市	○								○										○				○				○														
長野県	小諸市	○								○										○							○															
長野県	伊那市	○								○											○							○														
長野県	駒ヶ根市	○								○										○			○			○																
長野県	中野市	○								○											○										○											
長野県	大町市	○								○										○					○																	
長野県	飯山市	○								○												○	○	○	○		○															
長野県	茅野市	○								○								○					○			○					○											
長野県	塩尻市	○								○											○				○																	
長野県	佐久市	○								○									○				○	○		○	○	○														
長野県	千曲市	○								○											○										○											
長野県	東御市	○								○										○			○				○															
長野県	安曇野市	○								○											○		○	○				○														
長野県	小海町		○										○																													
長野県	川上村		○								○																															
長野県	南牧村		○										○																													
長野県	南相木村		○										○																													
長野県	北相木村					○																																				
長野県	佐久穂町	○								○											○						○		○													
長野県	軽井沢町	○								○										○			○	○	○	○																
長野県	御代田町	○								○										○							○															
長野県	立科町	○								○										○								○			○											
長野県	青木村	○								○										○								○					○	域外に通園や自宅保育者には、案内を送付。								
長野県	長和町	○								○											○							○	○													
長野県	下諏訪町	○								○											○							○														
長野県	富士見町	○								○										○				○		○																
長野県	原村	○								○											○				○																	

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について 2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																								
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																								
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他													
82	82	59	8	7	1	6	1	1	59	2	0	6	0	0	0	0	1	3	18	34	3	23	11	14	8	27	24	4	0	8	3	3	0	2	1	6	0	1	1
長野県	辰野町	○							○										○			○					○												
長野県	箕輪町	○							○											○		○				○	○												
長野県	飯島町	○							○											○							○												
長野県	南箕輪村	○							○									○				○			○	○	○				○	保護者連絡メールにより、年長児及び小学6年生の保護者に対しメールにて案内を周知。											
長野県	中川村	○							○											○						○													
長野県	宮田村	○							○											○							○												
長野県	松川町	○							○											○						○													
長野県	下伊那郡高森町	○							○											○		○		○		○													
長野県	阿南町	○							○											○			○			○													
長野県	阿智村	○							○											○				○															
長野県	平谷村				○																																		
長野県	根羽村		○									○																											
長野県	下條村						○	全ての新入学児童に対し、入学前に村からの入学祝として、村内の商店で使用できる商品券を支給している。																															
長野県	売木村		○							○																													
長野県	天龍村					○																																	
長野県	泰阜村	○							○											○		○				○	○												
長野県	喬木村	○							○										○					○				○		○									
長野県	豊丘村	○							○											○		○	○	○		○	○	○		○									
長野県	大鹿村			○																														○					
長野県	上松町		○									○																											
長野県	南木曽町	○							○									○									○												
長野県	木祖村		○									○																											
長野県	王滝村			○																															○	○		○	ずっと支給対象者がいなかったため。
長野県	大桑村	○							○											○							○												
長野県	木曽町			○																																○			
長野県	麻績村	○							○											○						○	○												
長野県	生坂村	○							○										○			○					○												
長野県	山形村	○							○											○		○				○													
長野県	朝日村	○							○											○		○				○													
長野県	筑北村	○							○												○	○				○													
長野県	池田町	○							○											○						○													
長野県	松川村	○							○											○						○													
長野県	白馬村	○							○											○				○															
長野県	小谷村	○							○												○			○		○				○									
長野県	坂城町	○							○										○				○	○		○													

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																									
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について							＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
			ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の郵送に記載又は就学案内の郵送とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他				ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増え、支給後に転居した場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
82	82	59	8	7	1	6	1	1	59	2	0	6	0	0	0	0	1	3	18	34	3	23	11	14	8	27	24	4	0	8	3	3	0	2	1	6	0	1	1
長野県	小布施町			○																														○		○			
長野県	高山村			○																																○			
長野県	山ノ内町	○							○										○			○									○	就学時健康診断の結果送付の際に案内を配布。							
長野県	木島平村	○							○											○		○				○													
長野県	野沢温泉村	○							○											○							○													
長野県	信濃町	○							○											○		○		○		○	○												
長野県	小川村			○																																○			
長野県	飯綱町	○							○										○								○												
長野県	栄村			○																																○			
長野県	上田市長和町中学校組合					○																																	
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○							○										○			○					○												
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合					○																																	
長野県	塩尻市辰野町中学校組合					○																																	
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合					○																																	

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について								＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
82	82	59	7	6	0	5	5	5		59	2	0	5	0	0	0	0	1	3	19	33	3	2	0	5	1	0	1	
長野県	長野市	○								○											○								
長野県	松本市	○								○											○								
長野県	上田市	○								○										○									
長野県	岡谷市	○								○										○									
長野県	飯田市	○								○											○								
長野県	諏訪市	○								○											○								
長野県	須坂市	○								○										○									
長野県	小諸市	○								○										○									
長野県	伊那市	○								○											○								
長野県	駒ヶ根市	○								○										○									
長野県	中野市	○								○											○								
長野県	大町市	○								○										○									
長野県	飯山市	○								○												○							
長野県	茅野市	○								○								○											
長野県	塩尻市	○								○											○								
長野県	佐久市	○								○									○										
長野県	千曲市	○								○											○								
長野県	東御市	○								○										○									
長野県	安曇野市	○								○											○								
長野県	小海町					○																							
長野県	川上村		○								○																		
長野県	南牧村	○								○											○								
長野県	南相木村						○	対象の中学校なし																					
長野県	北相木村					○																							
長野県	佐久穂町	○								○											○								
長野県	軽井沢町	○								○										○									
長野県	御代田町	○								○										○									
長野県	立科町	○								○										○									
長野県	青木村	○								○										○									
長野県	長和町	○								○											○								
長野県	下諏訪町	○								○											○								
長野県	富士見町	○								○										○									
長野県	原村	○								○											○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
82	82	59	7	6	0	5	5	5	59	2	0	5	0	0	0	0	1	3	19	33	3	2	0	5	1	0	1	
長野県	辰野町	○							○										○									
長野県	箕輪町	○							○											○								
長野県	飯島町	○							○											○								
長野県	南箕輪村	○							○									○										
長野県	中川村	○							○											○								
長野県	宮田村	○							○											○								
長野県	松川町	○							○											○								
長野県	下伊那郡高森町	○							○											○								
長野県	阿南町	○							○											○								
長野県	阿智村	○							○											○								
長野県	平谷村		○									○																
長野県	根羽村		○									○																
長野県	下條村						○	全ての新入学生徒に対し、入学前に村からの入学祝として、村内の商店で使用できる商品券を支給している。																				
長野県	売木村		○							○																		
長野県	天龍村					○																						
長野県	泰阜村	○							○											○								
長野県	喬木村	○							○										○									
長野県	豊丘村	○							○											○								
長野県	大鹿村			○																		○						
長野県	上松町		○									○																
長野県	南木曽町	○							○									○										
長野県	木祖村		○									○																
長野県	王滝村						○	王滝中学校が休校しているため。																				
長野県	大桑村	○							○											○								
長野県	木曽町			○																				○				
長野県	麻績村	○							○											○								
長野県	生坂村	○							○										○									
長野県	山形村						○	中学校は組合立なので事務は松本市が担当																				
長野県	朝日村					○																						
長野県	筑北村	○							○												○							
長野県	池田町	○							○											○								
長野県	松川村	○							○										○									
長野県	白馬村	○							○											○								
長野県	小谷村	○							○												○							
長野県	坂城町	○							○										○									

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																											
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務負担量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
82	82	59	7	6	0	5	5	5	59	2	0	5	0	0	0	0	1	3	19	33	3	2	0	5	1	0	1	
長野県	小布施町			○																		○		○	○		制服購入費補助等	
長野県	高山村			○																				○				
長野県	山ノ内町	○							○										○									
長野県	木島平村	○							○											○								
長野県	野沢温泉村	○							○											○								
長野県	信濃町	○							○											○								
長野県	小川村			○																				○				
長野県	飯綱町	○							○										○									
長野県	栄村			○																				○				
長野県	上田市長和町中学校組合						○	上田市長和町中学校組合は小学校を所管していないため、中学入学前支給は構成市町の上田市及び長和町で行っている。なお、小学校で支給の請求をしなかった対象者については、中学入学後に上田市長和町中学校組合で支給する。																				
長野県	辰野町塩尻市小学校組合					○																						
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○							○											○								
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○							○											○								
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○									○																

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																										
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																										4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における事要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																					（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所の登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われていると認められる者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍，1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍，1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			
82	82	75	81	69	71	72	78	61	61	69	69	70	69	73	61	25	5	13	0	9	39	42	0	39	3	82
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3		災害、事故、疾病等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯		15%未満
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	2.21		・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の合計所得で計算された金額の2.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準（平成25年4月1日時点）を用いている。	15%未満
長野県	上田市	○	○				○					○	○	○		○					○	1.5		教育委員会が特に必要と認めるもの		10%未満
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2				15%未満
長野県	飯田市	○	○				○					○						○				1.3				15%未満
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		○				○	1.2		病気・災害などの特別な事情により、生活が困難である場合		15%未満
長野県	須坂市	○	○		○	○	○							○		○				○	○	1.3		・経済的に就学が困難な状況。		15%未満
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.4				20%未満
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3				15%未満
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3			1.3倍以上1.6倍未満の場合、家庭の状況を各個判断して該当か否かを判断する。	15%未満
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				1.3				10%未満
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
長野県	飯山市	○	○				○					○	○	○				○		○		1.2				15%未満
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				15%未満
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						1.3				15%未満
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.4		学校長又は民生児童委員が特に援助が必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.5				10%未満
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2				15%未満
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○				1.5				15%未満
長野県	小海町		○																							10%未満
長野県	川上村	○	○	○	○	○	○			○	○										○			学校長や民生委員が特に援助が必要と認める場合		5%未満
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			その他教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者		20%未満
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											5%未満
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者。		10%未満
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.5		学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長または民生児童委員が特に援助が必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	立科町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める者で教育委員会で認める者		10%未満
長野県	青木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.4		学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にあるもの		15%未満
長野県	富士見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				15%未満
長野県	原村	○	○				○					○	○													10%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における事要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	(3)(1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所の登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われていると認められる者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要綱に準じた保護者の基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
82	82	75	81	69	71	72	78	61	61	69	69	70	69	73	61	25	5	13	0	9	39	42	0	39	3	82
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	1.3		学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		20%未満
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1				15%未満
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				1.3				15%未満
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	1.3		児童生徒が就学する学校の校長又は児童民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者。		10%未満
長野県	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				10%未満
長野県	宮田村		○				○							○		○						1.3				10%未満
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.2				15%未満
長野県	下伊那郡高森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3				10%未満
長野県	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5				5%未満
長野県	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	平谷村	○	○		○	○	○			○					○						○			学校長または民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある方		0%未満
長野県	根羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		20%未満
長野県	下條村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	売木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
長野県	天龍村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			学校長又は民生（児童委員）が特に援助の必要を認める状態にある者		10%未満
長野県	泰阜村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												10%未満
長野県	喬木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			その他学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	豊丘村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
長野県	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者		5%未満
長野県	南木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						○			・保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者 ・学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		5%未満
長野県	木祖村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1.3		民生児童委員、教育委員会が特に援助を必要と認めている。		5%未満
長野県	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				0%未満
長野県	大桑村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長又は民生（児童）委員が特に認める状態にあるもの		10%未満
長野県	木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						○			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める者		10%未満
長野県	麻績村	○	○	○		○	○			○	○			○							○			災害・事故・疾病等の特別な事情により生活が困難。		15%未満
長野県	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
長野県	山形村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.8				15%未満
長野県	朝日村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4				10%未満
長野県	筑北村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			・学校長又は民生（児童）委員が、特に援助を必要と認める状況にある者 ・保護者等が不慮の災害・事故・疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者		10%未満
長野県	池田町	○	○				○											○				1.5				15%未満
長野県	松川村															○						1.2				15%未満
長野県	白馬村		○		○	○				○	○					○				○		1.2				15%未満
長野県	小谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○	1.2		申請者の家庭事情を個別に勘案		15%未満
長野県	坂城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			校長又は民生委員が特に認めるもの		10%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									4. 就学援助率
		（1）令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																					（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、給食費等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍（455万円）、1.5倍（394万円））（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の要綱算定に用いる保護基準、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
82	82	75	81	69	71	72	78	61	61	69	69	70	69	73	61	25	5	13	0	9	39	42	0	39	3	82
長野県	小布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			その他学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		5%未満
長野県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
長野県	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められるもの。 ・学校長または教育委員会が特に援助が必要と認めるもの。		15%未満
長野県	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			援助を必要と認める状態にある者		5%未満
長野県	野沢温泉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												5%未満
長野県	信濃町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○			・火災、風災害、震災、その他の被害にあった者 ・その他学校長又は、民生（児童）委員が特に援助が必要と認める状態にある者		10%未満
長野県	小川村		○				○							○												15%未満
長野県	飯綱町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.5		学校長又は教育委員会が特に必要があると認められる者		10%未満
長野県	栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			その他学校長又は教育委員会が特に援助を必要と認める者		20%未満
長野県	上田市長和町中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
長野県	飯野町塩尻市小学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	1.3		学校長又は民生（児童）委員が特に援助を必要と認める状態にある者		15%未満
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	2.21		・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の合計所得で計算された金額の2.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準（平成25年4月1日時点）を用いている。	15%未満
長野県	塩尻市飯野町中学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						1.3				20%未満
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○																							10%未満

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について
5. 令和6年度準要保護就学援助額
1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）
（1）費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について
5. 令和6年度事業保護就学援助費
1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）
(1)費目毎の援助額
学用品費 | | | | | | | | | | | 新入学児童生徒学用品費等 | | | | | | | | | | | 通学費 | | | | | | | | | | | 修学旅行費 | | | | | | | | | | | 卒業アルバム代等 | | | | | | | | | | | オンライン学習通信費 | | | | | | | | | | | (2)補足事項 |
|---|---|---

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市区町村 | Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について | | |